

【別紙】 看護小規模多機能型居宅介護利用料金表

令和6年4月1日現在

基本利用料

(単位 円)

費目	要介護					
	1	2	3	4	5	
看護小規模多機能居宅介護	1割	13,817	19,331	27,174	30,821	34,863
	2割	27,633	38,662	54,348	61,641	69,726
	3割	41,449	57,992	81,522	92,461	104,589

基本加算利用料

(単位 円)

費目	金額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
初期加算	34	67	100	1日あたり	入居から30日間に限り加算されます
認知症加算Ⅰ	1,022	2,043	3,064	1月あたり	認知症介護実践リーダー研修等修了者が専門的な認知症ケアを実践した場合
認知症加算Ⅱ	988	1,976	2,964	1月あたり	日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
認知症加算Ⅲ	844	1,688	2,531	1月あたり	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定
認知症加算Ⅳ	511	1,022	1,532	1月あたり	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	222	444	666	1日あたり (7日間を限度)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対してサービスを行った場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	888	1,776	2,664	1月あたり	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める。
退院時共同指導加算	666	1,332	1,998	1回あたり	入院先と共同指導の上、退院後初訪問看護時に加算されます
緊急時訪問看護加算	638	1,275	1,912	1月あたり	24時間連絡体制をとり、かつ緊急訪問を行った場合に加算されます。
特別管理加算Ⅰ	555	1,110	1,665	1回あたり	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに該当する方に対してサービスを行う場合に加算されます。
特別管理加算Ⅱ	278	555	833	1回あたり	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロに該当する方に対してサービスを行う場合に加算されます。
ターミナルケア加算	2,775	4,440	6,660	1月あたり	ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備している等の必要条件を満たした場合に加算されます。
看護体制強化加算(Ⅰ)	3,330	6,660	9,990	1月あたり	主治の医師による看護サービス80%以上。ターミナルケア加算の算定者1名以上(12月間)の場合に加算されます。
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,775	5,550	8,325	1月あたり	主治の医師による看護サービス80%以上。緊急時訪問看護加算算定者50%以上の場合に加算されます。
訪問体制強化加算	1,110	2,220	3,330	1日あたり	全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1日あたり延べ200回以上

加算項目	1,110	2,220	3,330	1月あたり	提供回数が1月あたり延べ200回以上である場合に加算されます。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,332	2,664		1月あたり	日常的に利用者と関りのある地域住民等の相談に対応する体制の確保している
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	888	1,776	2,664	1月あたり	環境の変化に対応した計画を作成、地域医療機関へ情報提供を行い、地域住民と交流を図っている場合
専門管理加算	278	555	833	1月あたり	看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門など
遠隔死亡診断補助加算	167	333	500	1回につき	情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	111	222	333	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している職員間の適切な役割分担を行っている
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	12	23	34	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している職員間の適切な役割分担を行っている
業務継続計画未実施減算					事業継続計画を策定していない場合所定単位数100分の1を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算					虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合所定単位数100分の1を減算
身体拘束廃止未実施減算					身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合所定単位数100分の1を減算
科学的介護推進体制加算	45	89	134	1月あたり	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること及び、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます
サービス提供体制加算Ⅰ	833	1,665	2,498	1月あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制加算Ⅱ	711	1,421	2,132	1月あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制加算Ⅲ	389	777	1,166	1月あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上又は勤続7年以上が30%配置されている場合に加算されます
介護職員処遇改善加算（※1）	円	円	円	1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うと共に、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます

※ 上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。（消費税は非課税です）

※1 個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各人毎に異なります。

#### その他の費用

費目	金額		加算単位	内容の説明
食費	2,000	円	1日あたり	朝550円 昼700円 夕750円
宿泊費	3,400	円	1泊あたり	居住に係る費用

※おむつ代は実費負担となります。